

ロータリーの歴史から学ぶ

2. 職業奉仕の森

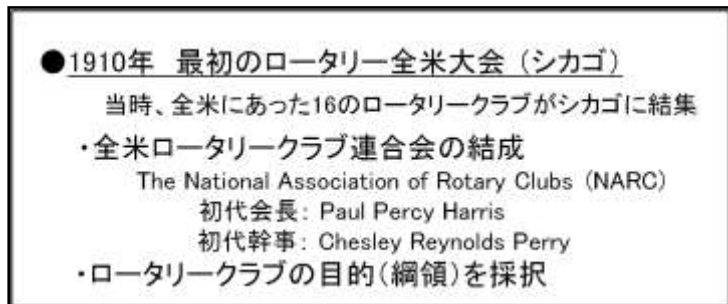
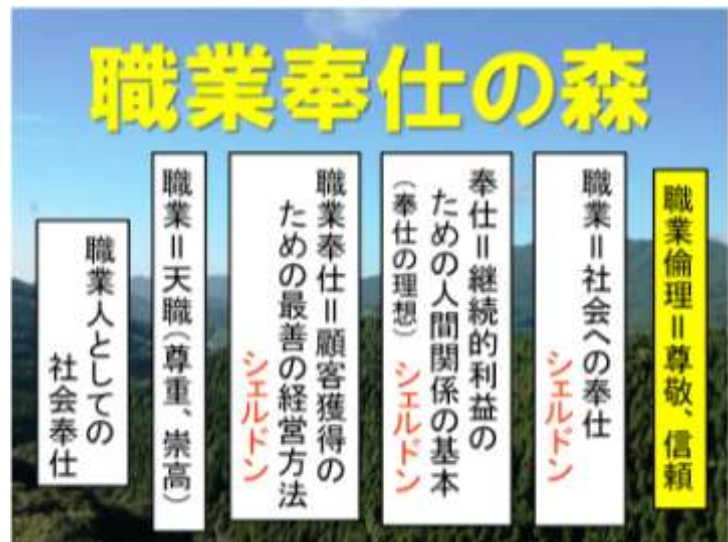
2) 職業倫理

職業奉仕の森で、最初に生えてきた木々は「職業倫理」です。いつから生えてきたかという、私は1910年だと思います。

Paul Percy Harris らによって1905年にシカゴロータリークラブが創立しましたが、1910年には全米16のロータリークラブがシカゴに結集し、全米ロータリークラブ連合会(NARC)が結成されました。その際、下記のような「ロータリークラブの目的(綱領)」が採択されています。

その「ロータリークラブの目的(綱領)」で特に注目して欲しいのは、「4. 進歩的で尊敬すべき商取引の方法を推進すること

(To promote progressive and honorable business methods.)」です。この一文こそが、ロータリーにおける職業倫理の第一歩だと思います。当初の草案では「4. 会員相互の取引関係を増大すること」だったのが、シアトルやミネアポリスのロータリアン、そして Arthur Frederick Sheldon らの働きかけによって変更されたと言われています。こうして、ロータリーの歴史上、職業倫理を謳った最初の公式文書が採択されたのです。



<ロータリークラブの目的(綱領) 1910年>

1. アメリカ全土に加盟ロータリークラブを結成することによって、**ロータリーの原則**を拡大発展させること
2. アメリカ全土の加盟ロータリークラブの業務と原則を統一すること
3. 市民としての誇りと忠誠心を喚起し、奨励すること
4. **進歩的で尊敬すべき商取引の方法を推進すること**
5. 加盟ロータリークラブの個々の会員の事業上の利益を増大すること

1. To extend and develop **Rotary principles** by the organization of affiliating Rotary clubs throughout America
2. To unify the work and principles of the affiliating Rotary clubs throughout America
3. To arouse and encourage civic pride and loyalty.
4. **To promote progressive and honorable business methods.**
5. To advance the business interests of the individual members of the affiliating Rotary clubs.

実は、この1910年まで、シカゴクラブをはじめ、全米のどのロータリークラブも「胸襟を開いて語り合える友人作り（親睦）」と「異なる職業であることを利用した物質的相互扶助（実業互惠）」の2つをクラブ方針として謳っていました。つまり、「進歩的で尊敬すべき商取引の方法の推進」あるいは、それに近い方針を謳っていたクラブはなかったのです。それだけに、当初の草案を変更に導いたとされる A F Sheldon らの功績も大きいとは思いますが、その変更案が全米シカゴ大会で実際に採択されたということを考えれば、やはり当時の社会状況を見無視するわけにはいきません。

当時の米国は、無秩序とも言える身勝手な自由競争が横行し、「同業者はライバル、法さえ犯さなければ金を儲けた者が成功者、騙すより騙される方が悪い、誇大広告・虚偽広告の横行」が当たり前の社会でした。しかし、そんな社会状況のままで良いわけがないと思っていたロータリアンだって、数多くいたはずで、そういう良心的なロータリアンが、全米ロータリークラブ連合会の結成の場で、「進歩的で尊敬すべき商取引の方法の推進」に賛同の声をあげたということではないでしょうか？

ちなみに、” He profits most who serves best ” で代表される A F Sheldon の奉仕理論(自らの事業を継続的に発展させるための学問的な企業経営の理念と実践方法)は、あくまで結果的に職業倫理が高揚するという内容であって、職業倫理そのものを重視した内容ではありません。しかも、この1910年の時点では、彼の理論はロータリーにはまだ受け入れられていません。実際、この時のシカゴ全米大会の晩餐会で、A F Sheldon は持論の「Service」や「Profit」について語っているのですが、聴衆のロータリアンからは冷笑・無視されたと言われています。



Arthur Frederick Sheldon

では、この当時の Paul P Harris はどう考えていたかということ、その翌1911年に初めて発行された「The National Rotarian」(ロータリー機関紙「The Rotarian」の前身)の自筆記事“Rational Rotarianism (合理的ロータリー主義)”を読むと分かります。そこで彼は、寛容の精神や公共的活動の大切さは述べていますが、職業倫理はおろか、「進歩的で尊敬すべき商取引」を示唆する言葉すら述べていないのです。



Paul Percy Harris



いずれにしても、当時のロータリーで指導者の立場にあった者でも、職業倫理は最優先の重大な関心事ではなかったということです。それだけに、1910年に採択されたロータリークラブの目的(綱領)に「4. 進歩的で尊敬すべき商取引の方法を推進すること」という一文が入った意義は大きいのです。

ここで留意しておきたいのは、この1910年の「ロータリークラブの目的(綱領)」の第1項で、”ロータリーの原則(Rotary principles)”という言葉が使用されていることです。では、その「ロータリーの原則」とは一体なんでしょう？ 次の二つのことが考えられます。

一つは、「紹介性、全会員の了承による入会で、一人一業種からなるクラブ」など、ロータリークラブ創立以来の大原則です。もう一つは、その「ロータリークラブの目的（綱領）」の第3～5項で明示された「市民としての誇りと忠誠心の喚起・奨励、進歩的で尊敬すべき商取引の方法を推進、会員の事業利益の増大」です。実は、後者を支持するロータリー通の先輩も少なからずいらっしゃるのですが、私としては2年後の「国際ロータリークラブ連合会（IARC）の目的（綱領）」の内容を考えると、前者が正しいように思います（理由は後述）。

もう一つ留意しておきたいのは、この1910年の「ロータリークラブの目的（綱領）」には、奉仕(Service)という言葉がないことです。言い換えれば、この時点の「ロータリーの原則」には「奉仕」に関する概念は含まれていなかったということです。

さて、翌1911年の全米ポートランド大会で、Business Method Committeeの初代委員長だったA F Sheldonは、Chesley Reynolds Perryの協力で、彼の奉仕理論の象徴とされる“*He profits most who serves best*”を結語とした「ロータリー宣言」の採択に成功します。すなわち、「奉仕」という言葉が初めてロータリーの公式文書に使われたのです。



B Frank Collins

この1911年の全米ポートランド大会では、もう一つ、大きな出来事がありました。この大会のエキスカージョンとして実施された船旅で、ミネアポリスのロータリークラブ会長であった Benjamin Frank Collins が「Service, not self」というフレーズを発表したのです。

実は、1911年の「*He profits most who serves best*」と「Service, not self」には、その「奉仕(Service)」の中身の解釈について諸説あります。これについては別の稿で詳述しますが、いずれにしても、1911年の時点で、初めて公式に「奉仕(Service)」という言葉や概念がロータリーに登場したのは確かです。

さて、翌1912年、これまでの全米ロータリークラブ連合会(NARC)は、カナダ、アイルランド、イギリスなどが加入して、41クラブから成る国際ロータリークラブ連合会(IARC)に改称されました。ここで注目すべきは、この時に開催された初めての国際大会

●1912年 最初のロータリー国際大会(ダルス)

- ・NARCを、国際ロータリークラブ連合会に改称
The International Association of Rotary Clubs (IARC)
カナダ、アイルランド、イギリスを含む41クラブの連合会
初代会長 Glenn C Mead
初代事務総長 Chesley R Perry
終身名誉会長 Paul P Harris
- ・クラブのモデル定款細則を採択
- ・Glenn C Mead 会長による「社会奉仕」の奨励
- ・IARCの目的(綱領)とロータリークラブの目的(綱領)が分離

(ダルス)で、「国際ロータリークラブ連合会(IARC)の目的(綱領)」と「ロータリークラブの目的(綱領)」とが別々に採択されたという事実です。

前者の「国際ロータリークラブ連合会(IARC)の目的(綱領)」で注目すべきは、「3. 既存するロータリークラブの活動、および会員や地域社会に対するクラブの価値を研究し、それで得られた全てのクラブにとって有益な情報を明示すること」です。実は、この「IARCの目的(綱領)」の第3が、かの有名な「職業倫理訓(道徳律)」の採択に繋がっていきます(詳細は後述)。

留意したいのは、この「IARCの目的（綱領）」の第1で使われている“ロータリーの原則（Rotary principles）”という言葉の中身です。私としては、「1. ロータリーの原則を標準化し、全てのロータリークラブが地元の事情に適応する範囲で、それを採択するように奨励すること」と記され、しかも、この年にクラブのモデル定款細則が採択されていることを考えれば、「ロータリーの原則」＝「クラブのモデル定款細則」と考えるのが自然な読み方だと思います。すなわち、「紹介性、全会員の了承による入会で、一人一業種からなるクラブ」など、ロータリークラブ創立以来の原則をまとめて文書化した「クラブのモデル定款細則」のことだと思うのです。そういう意味では、1910年の「ロータリーの目的（綱領）」にある”ロータリーの原則（Rotary principles）”も、上記のロータリークラブ創立以来の原則のことを指すと考えるのが、自然な流れだと思います。

<国際ロータリークラブ連合会（IARC）の目的（綱領）1912年>

1. **ロータリーの原則**を標準化し、全てのロータリークラブが地元の事情に適応する範囲で、それを採択するように奨励すること
2. 世界の全ての商業中心地にロータリークラブを結成するように奨励推進すること
3. **既存するロータリークラブの活動、および会員や地域社会に対するクラブの価値を研究し、それで得られた全てのクラブにとって有益な情報を明示すること**
4. 各国各都市の事業・専門職種に従事するロータリアン同士や加盟クラブの間で、広範な友愛の精神を推進するとともに、興味・関心・利益の調和・統一をはかること
 1. *To standardize **Rotary principles** and to urge their adoption by all Rotary clubs in so far as they may be applicable to local conditions.*
 2. *To encourage and promote the organization of Rotary clubs in all commercial centers of the world.*
 3. *To study the work of existing Rotary clubs and their value to their respective members and communities and to clear the information thus acquired for the benefit of all **Rotary clubs.***
 4. *To promote a broad spirit of fraternity and unity of interest among Rotarian business and professional men of different cities and countries and among the affiliated clubs.*

では次に、この1912年のダルス国際大会において、「IARCの目的（綱領）」と同時に採択された「ロータリークラブの目的（綱領）」の方を紹介します。1910年の「ロータリークラブの目的（綱領）」と比べると、格段の違いです。

何よりも注目すべきは、「ロータリーの目的（綱領）」の歴史的変遷の中で、「奉仕」という言葉が初めて使われたことです。しかも、第1にある「社会に奉仕する機会としての職業（occupation as affording him an opportunity to serve society）」は、まさに A F Sheldon の考え方そのものです。前年の1911年、全米ポートランド大会において、彼の奉仕理論の象徴とされる“*He profits most who serves best*”を結語とした「ロータリー宣言」が採択されたことが、とても大きかったことを意味します。

<ロータリークラブの目的（綱領） 1912 年>

1. 全ての合法的職業は価値あるものであるという認識を深め、社会に奉仕する機会として
会員各自の職業を高潔なものにすること
 2. 事業および専門職務の道徳的水準を高めるよう奨励すること
 3. 構想や事業運営方法の交換によって各会員の能率を増進すること
 4. 奉仕の一つの機会として、また成功への道として、**情理ある交友関係**を推進すること
 5. **公共の福祉**に対する各会員各自の関心を促し、市の発展のために他の人々と協力すること
1. *To promote the recognition of the worthiness of all legitimate occupations, and to dignify each member's occupation as affording him an opportunity to serve society.*
 2. *To encourage high ethical standards in business and professions.*
 3. *To increase the efficiency of each member by the exchange of ideas and business methods.*
 4. *To promote the scientizing of acquaintance as an opportunity for service and an aid to success.*
 5. *To quicken the interests of each member in the public welfare and to cooperate with others in civic development.*

もう一つ注目すべきは、現在の「ロータリーの目的（綱領）の第2」の職業倫理に関する記載の原型が、上記の第1と第2に既にあるということです。

ちなみに、「全ての合法的職業の価値（the worthiness of all legitimate occupations）」というのは、密造酒の製造販売をはじめ、違法とも言える商取引が横行していた当時の社会状況を憂う数多くの良心的なロータリアンの声でしょう。このフレーズは「legitimate → useful」となって、現在の「ロータリーの目的（綱領）」でも生きているのです。

さらに、「会員各自の職業を高潔なものにする（to dignify each member's occupation）」や「事業および専門職務の道徳的水準を高める（high ethical standards in business and professions）」などのフレーズにしても、やはり当時の社会状況が影響していたと思われます。それは、先に述べたように、1910年の最初の「ロータリークラブの目的（綱領）」で、「4. 進歩的で尊敬すべき商取引の方法の推進」が採用された背景と同じでしょう。

しかし、そうした背景だけでは、この職業倫理に満ちた1912年の「ロータリークラブの目的（綱領）」を説明することはできません。なぜなら、あまりにも内容が唐突すぎるし、1910年の最初の「ロータリークラブの目的（綱領）」とは違い過ぎるからです。もしかしたら、それは A F Sheldon の奉仕理念の影響だろうと考える人もいるかも知れません。しかし、彼の主眼は職業倫理というよりも、むしろ職業を通じて社会に奉仕したことで得られる「利益」と「事業の継続的発展」なのです。

私は、ロータリーの歴史の流れから見て、この1912年からイギリスが加入したことが大きかったと思います。すなわち、「職業は神聖な天職だから、道徳的で高潔なものであるべきだ」というイギリス流の考え方が、この「ロータリークラブの目的（綱領）」に色濃く反映されたのではないのでしょうか？

また、第4の「奉仕の一つの機会として、また成功への道として、情理ある交友関係（the scientizing of acquaintance as an opportunity for service and an aid to success）」というのは、現在の「ロータリーの目的（綱領）」の第1（奉仕の機会として知り合いを広めること（The development of acquaintance as an opportunity for service））の原型です。

（ロータリー独自の造語である「the scientizing of acquaintance」をどう訳すかは議論のあるところ
です。一般的には「情理ある交友関係」と（正しく）訳されていますが、「The development of
acquaintance」を「知り合いを広めること」と訳している（誤訳している？）のは、歴史的な流れを
考慮していないからではないでしょうか。これについては、別の稿で詳述します。）

さらに、「公共の福祉（the public welfare）」という言葉が初めて出てきたことにも留意すべきで
しょう。このダルース国際大会でも、Glenn C Mead 会長は地域社会奉仕の奨励を力説しています。実は、
地域社会への奉仕活動は、当時のロータリーを理解するためには重要なキーワードの一つです。これに
ついては、別の稿で詳述します。

このように、職業倫理、職業を通じての奉仕、公共福祉などの考え方がロータリーに定着してきた一
方、実はロータリアン同志の実業互惠主義も依然として盛んであったことに留意しなくてはなりません。
実際、1912年のIARCの目的（綱領）では、第4の「ロータリアン同士や加盟クラブの間で、広範な友愛
の精神を推進するとともに、興味・関心・利益の調和・統一をはかること」という表現に、また同年の
ロータリークラブの目的（綱領）では第3の「構想や事業運営方法の交換によって各会員の能率を増進
すること」や第4の「成功への道として、情理ある交友関係を推進すること」などの表現に、ロータリ
アン同志の実業互惠を読み取ることができるでしょう。

さて、翌1913年のバッファロー国際大会では、ミネアポリス・クラブの Allen D Albert による基調演説と、時のRI会
長 Russel F Greiner の提唱にその端を
発し、「進歩的で尊敬すべき商取引」や
「職業を通じての奉仕」の在り方について、活発な議論がなされました。その結果、世界中のロータリアンから「事業上、
適用すべき実践的な模範例」を収集して
まとめることが決議されたのです。それは、まさに1912年の IARC の目的（綱領）

<p>●1913年 国際大会（バッファロー）</p> <ul style="list-style-type: none">・Allen D Albertの基調演説と RI会長 Russel F.Greiner の提唱 <p>＜事業上、適用すべき実践的な模範例の収集＞</p> <p>依頼を受けたアイオワ州スー・シティ・クラブが、 全世界のクラブに対し、職業人たるロータリアンの アンケート調査を実施（2年間かけて集約）</p> <p>●1915年 国際大会（サンフランシスコ）</p> <ul style="list-style-type: none">・「全分野の職業人を対象とする ロータリー倫理訓（Rotary Code of Ethics）」採択 <p>＜道徳律（職業倫理訓）＞</p> <p>心あるロータリアンの職業上の実践をまとめた11箇条</p>

の「3. 既存するロータリークラブの活動、および会員や地域社会に対するクラブの価値を研究し、そ
れで得られた全てのクラブにとって有益な情報を明示すること」の具現化です。

その作業は、アイオワ州スー・シティクラブの Robert Hunt に命ぜられました。彼は全世界のロー
タリアンからアンケートをとり、集まった数百もの事例を簡潔な表現にまとめる作業にとりかかります。
これが2年後に、「道徳律（職業倫理訓）：Rotary Code of Ethics」として世に出るのです。

しかし、Robert Hunt は転任のためにロータリーを退会せざるを得なくなり、以後の作業は、彼の友人の牧師で同じクラブの会員 J R Perkins に託されました。J R Perkins は5名の起草委員とともにアンケートの整理分類を行い、5000字にのぼる原案を500字にまとめたと言われています。これについては、汽車の中でまとめあげたなど、数多くの興味深い逸話が残っていますが、ここでは割愛します。



最初に原案が提出されたのは、1914年のヒューストン国際大会です。しかし、そこでは「さらに推敲した上で、それを全ロータリアンに送る」ことが決議されたのみで、翌1915年のサンフランシスコ国際大会に再提出されたものが、ほぼ原文のまま「全分野の職業人を対象とするロータリー倫理訓」として採択されています。このロータリー倫理訓は、心あるロータリアンの職業上の実践や倫理観をまとめた11箇条として「道徳律（職業倫理訓）」とも呼ばれ、これをロータリアンのみならず全職業人の間に広めることになったのです。まさに、第一次世界大戦（1914～1918年）の最中の出来事でした。

その翌1916年、IARCのCommittee of Philosophy and Education（理論・教育担当委員会）の委員長 Guy Gundaker は、ロータリー最初の解説書「A Talking Knowledge of Rotary」を執筆・発行しました。それには、当時のロータリーの基本理念や活動の在り方とともに、この「道徳律（職業倫理訓）」の全文も掲載されていたのです。しかも、その冊子は世界中のロータリアンに配布されました。（和文・英文とも、別稿資料1に掲載）



Guy Gundaker

ちなみに、著者の Guy Gundaker は1923～1924年のR I会長です。彼は、1923年（大正12年）の日本の関東大震災に際し、R Iその他から東京RCへ総額89,000ドル（42,000ドルという説もあり）の義援金を贈ったことでも有名です。それが、以後の日本のロータリー発展にも少なからず影響したことは確かでしょう。これについては、別の稿で詳述します。

それにしても、ロータリーの正しい解説と道徳律（職業倫理訓）を一緒に読むことができた世界中のロータリアンは、どれほど感銘したことでしょう。私自身、恥ずかしながら、ロータリー入会15年目にして初めて読んだロータリー解説書が、その翻訳版である「ロータリー通解」（小堀憲助：訳並びに解説）でした。この本のおかげで、私はそれまでの耳学問が頭の中で整理・統合され、今まで以上にロータリーを大好きになったのです。この名著“A Talking Knowledge of Rotary”の内容については、別の稿で詳述します。

さて、1922年のロスアンゼルス大会で、国際ロータリークラブ連合会（IARC）は国際ロータリー Rotary International（R I）に改称され、これまでの「IARCの目的（綱領）」と「ロータリークラブの目的（綱領）」は大幅改正され、同一のものになりました。この時、国際ロータリーの定款と細則も大幅に改正されたのですが、注目すべきは、その細則の第16条に「1915年の道徳律を以てロータリーの現行法則たるものと定める」とあることです。要するに、「道徳律（職業倫理訓）」は全世界のロータリークラブに対して一つの規範としての効力を持つようになったのです。

興味深いことに、この頃のロータリーでは、この「道徳律（職業倫理訓）」をいかに自分の事業所や業界に適用するかという運動が盛んになりました。当時は、大部分の事業所は経済規模も小さく、資本家が経営者を兼ねている時代でした。したがって、「道徳律（職業倫理訓）」は経営者であるロータリアンの意志によって素直に事業経営に反映されたものと思われます。また、ロータリアン自身が同業者組合の指導的立場になり、その業界独自の「道徳律（職業倫理訓）」を定める活動も活発に行われました。実際、1925年のR Iの発表では、ロータリアンが自ら制定に関与し、かつ実行されている「道徳律（職業倫理訓）」は、全世界で145に上ることが報告されています。

有名なものとしては、Guy Gundaker が作った「レストラン協会の道徳律（職業倫理訓）」があります。これは、1920年にアメリカに禁酒法が制定され、マフィアのターゲットになったレストラン業界を守るために作ったとも言われています。具体的には、若年労働者の深夜労働が当たり前の時代であったにもかかわらず、現在の労働基準法や就業規則に引けを取らないような規約を定めるとともに、職業倫理基準、接客態度、サービス、同業者対策、取引関係、行政との関係などについても細かく決めて、それを実行したのです。この1920年から1930年にかけての10年間は、ロータリーの職業倫理が社会に大きな影響を及ぼした時代でもあったのです。

また、当時のシカゴクラブの活動も有名です。退役軍人のチャンバリン大佐をシカゴ市の防犯協会の会長として送り込み、マフィアの息のかかった者を告発したり、ロータリアンを証人として出廷させて殺人事件を解決に導いたりもしています。さらに、禁酒法に関連した貿易に関する他国法の遵守、贈収賄の禁止、適正広告などの法制化運動にも貢献しました。こうしてマフィアと対峙し、違法行為と戦い、職業倫理を遵守し、地域社会活動も盛んに行っていたロータリーに、市民は大きな喝采をおくったことでしょう。そして、多くの市民がロータリアンになることを夢見て、またロータリアンはロータリアンであることに誇りを持ち、ロータリーが大きな発展をとげた時代と言ってもよいでしょう。すなわち、ロータリーの歴史上でも、1920年から1930年にかけての10年間は特筆すべき時代だったのです。

さて、1927年のオステンド国際大会（ベルギー）では「目標設定計画に基づく四大奉仕の分割」が採択され、それまでロータリーの基本理念であった「一般奉仕概念」が、クラブ奉仕・職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕の4つに分けられました。実はロータリーの歴史上、ここで初めて「職業奉仕」という言葉が登場したのです。

●1927年 国際大会(オステンド;ベルギー)

- ・目標設定計画に基づく四大奉仕の分割を決定
(クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕)

職業奉仕は、ロータリアンがそれぞれの職業を通じて他の人々に奉仕し、かつ高い道徳的水準を保つことを奨励する。

Vocational Service encourages Rotarians to serve others through their professions and to practice high ethical standards.

この時の職業奉仕の説明としては、「ロータリアンがそれぞれの職業を通じて他の人々に奉仕すること」と「高い道徳的水準を保つこと」が明記されています。すなわち、A F Sheldon の「職業を通じて社会に奉仕する」という考え方、そして「職業倫理」の考え方の二つが、職業奉仕の定義に採用されたということです。

実は、「道徳律（職業倫理訓）」は、日本にも大きな影響を及ぼしました。当時の日本には、福島喜三次と米山梅吉の尽力により、1920年に10月に東京ロータリークラブが創立していました（R Iによる正式認証は1921年4月1日）。さらに1922年11月には、福島喜三次と星野行則の尽力により、大阪ロータリークラブが創立しています（R Iによる正式認証は1923年2月10日）。その後、1924年には神戸と名古屋、1925年には京都、1927年には



米山 梅吉



福島 喜三次

は横浜とソウル、1928年には満州の大連に、次々とロータリークラブが設立されました。また1928年7月には、日本は朝鮮、満州を合わせて第70地区として、R Iより正式承認を受けています。

こうした中、「道徳律（職業倫理訓）」の理念を日本に根付かせたのは、満州大連クラブの古沢丈作でした。ロータリー思想の勉強に余念がなかった古沢は、日夜、この「道徳律（職業倫理訓）」をお経のように熟読暗唱していたと伝えられています。そして、彼の手によって「ロータリーの目的（綱領）」と「道徳律（職業倫理訓）」の真髓を格調高い日本語で5ヶ条に書き改めたものが、1928年（昭和3年）の「大連ロータリークラブのロータリー宣言（大連宣言、ロータリー宣言）」です。翌1929年に京都で行われた地区大会（日本、朝鮮、満州を合わせた第70地区）では、初代ガバナー米山梅吉が「古沢丈作氏は、ロータリアンの鏡である」と絶賛したという記録も残っています。以来、この大連クラブのロータリー宣言は、戦前の日本のロータリアンにおける職業奉仕のバックボーンになっていきました。（別稿資料2に全文を掲載）



古沢 丈作

1936年に神戸で行われた地区大会では、神戸の直木太一郎が提出した「大連クラブのロータリー宣言を、第70地区のロータリー宣言として採択する」という動議を巡って大混乱になりました。米山梅吉は、「国際ロータリーが決定したロータリーの目的（綱領）は、一言一句の変更も許されない」と述べたのに対し、京都クラブの会長だった田辺隆二は「それは英文のことであって、その精神を日本語で表すものがあってもよい」と反論しました。さらに、村田省蔵パスト・ガバナーが「この大連宣言を推奨したのは自分であり、これは立派なものであるから、これを英訳してロータリーの目的（綱領）を改正するようにR I本部に提案しよう」と述べたそうです。結局、大阪の里見純吉の提案によって、「この大連宣言はロータリーの目的（綱領）の変更ではなく、その内容を補足するものである」として大会宣言することで収拾されました。いずれにしても、大連クラブのロータリー宣言が、いかに日本のロータリアンから賞賛されていたかが分かります。

ちなみに、この大連宣言を起草した古沢丈作は、その後、東京クラブに入って1952年に会長を務めた際、米山梅吉の遺徳を忍んで米山奨学金制度を作りました。

さて、話を日本から米国に戻しましょう。実は、「道徳律（職業倫理訓）」に対しては、その内容の厳しさと表現が宗教的であるという理由から、Paul P Harrisをはじめ、当初から批判的なロータリアンも少なくありませんでした。特に、「6. わが競争者と同等乃至それ以上の完全なサービスをなし得るような方法をもって業務を運営すべきこと。もし疑わしい際には、厳格な意味の責任義務を越えて一層のサービスをおこなうべきこと」については、販売した商品については永久に責任をとらなくてはならず、現実問題として実行不可能だという批判が集中しました。



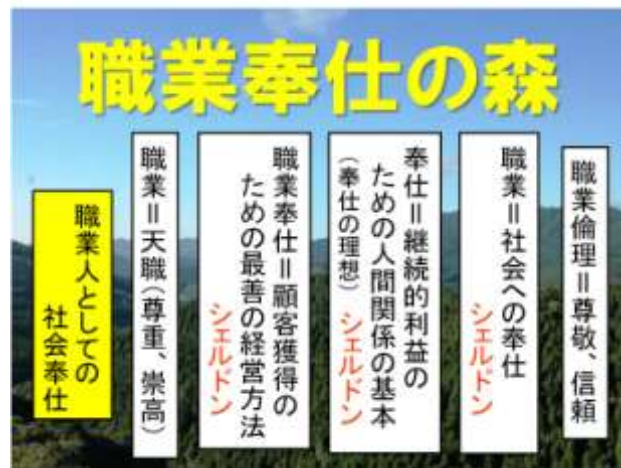
また、「11. 最後に ” 全ての人にせられんと思うことは人にもその通りにせよ ” という（マタイ伝第7章）黄金律の普遍性を信じ、地上の天然資源に対して全ての人に均等な機会を与えられてこそ人類社会は最良の状態となるということを主張するものである」に対しても、宗教上の黄金律をロータリー倫理基準に組み入れたことに対する反発が強く、政治と宗教は取り込まないとするロータリーの原則に反するのみではなく、ロータリー運動が宗教活動と混同され、無用の誤解を招くという批判が続きました。

結局、こうした声を受けて、国際ロータリー（R I）では1927年に改定委員会が設置され、1931年には「道徳律（職業倫理訓）」の宣伝・領布が中止されてしまいます。さらに1951年には、「道徳律（職業倫理訓）」の内容は、ロータリーのあらゆる文書から姿を消しました。但し、職業奉仕のよりどころとしての「道徳律（職業倫理訓）」の存在まで否定することには、ためらいがあったのかも知れません。国際ロータリー細則第16条に「道徳律」という言葉のみ、その後も残されました。しかし、それも1980年の改正で完全に抹消されています。現在では、「道徳律（職業倫理訓）」は歴史的文献として扱われ、R Iの公式資料には掲載されていません。

さて、こうした「道徳律（職業倫理訓）」の衰退とともに、職業奉仕そのものも、徐々に冷遇されるようになってきたような気がします。実際、R Iは1948年に職業奉仕委員会を廃止し、1963年の「職業分類の概要」の発行を最後に職業分類への関与からも手を引いてしまい、R Iのプログラムから職業奉仕は消えてしまったのです。

ところが、1987年にはR Iに職業奉仕委員会が約40年ぶりに復活し、あらたに「職業奉仕に関する声明（Statement on Vocational Service）」を公表しています。内容としては職業倫理を重視したものであることには変わりありませんが、詳細は別の項目（2. 職業奉仕の森 5）職業人としての社会奉仕）で提示します。なお、この声明は次の二つの点で、ロータリーの職業奉仕の歴史上、大きな転換点となりました。それは、一つはクラブにおける職業奉仕の具体的活動を示し、かつ奨励したこと。もう一つは、声明の中に「3）自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てること」という記載があったことです。この記載は、「職業人が、自己の職業上の知識や技術を活かして社会奉仕をすることも“職業奉仕”である」と認めたも同然です。言い換えれば、職業奉仕の森の中に、新たに「職業人としての社会奉仕」という木々が植えられたということです。これ以降、この木々はR Iによってどんどん植林され、生い茂ってゆくのです。なお、この声明は2014年に改訂され、職業倫理の色彩が強い「ロータリーの目的（綱領）第2」を強調した内容になっています。ちなみに、はっきりとした理由は分かりませんが、この声明を発表したR I職業奉仕委員会は、翌1988年に廃止されています。

その後、1989年の規定審議会で、「ロータリアンの職業宣言 (Declaration for Rotarians in Business and Professions)」が採択されました。これは、「道徳律 (職業倫理訓)」の復活を望む声に応え、それに代わるものとして採択されたとも言われています。具体的には、宗教的色彩とアフターサービスの記載をなくしたものの、職業倫理の色彩は濃いままで。特徴的なのは、誇大広告の禁止、同僚ロータリアンへの便宜供与の禁止、さらには青少年や地域社会に対する技術提供なども謳っていることでしょう。特に留意すべきは、「6) 自己の職業上の手腕を捧げて、青少年に機会を開き、他人からの格別の要請にも応え、地域社会の生活の質を高めよ」という記載です。この記載も、「職業人が、自己の職業上の知識や技術を活かして社会奉仕をすること」、すなわち「職業人としての社会奉仕」を職業奉仕と認めているのです。また、自己の職業を活かした青少年への奉仕を奨励しはじめたのは、この時が最初です。



その後、「ロータリアンの職業宣言」は、2011年のR I 理事会で内容が多少変更され、「ロータリの行動規範 (Rotary Code of Conduct)」の8箇条として受け継がれることになりました。そして2014年1月のR I 理事会で8箇条が5箇条に修正変更され、さらに同2014年10月のR I 理事会で「ロータリアンの行動規範 (Rotarian Code of Conduct)」とタイトル名が変更されています。それらの内容は、どれも職業倫理を重視しつつ、職業人としての社会奉仕 (特に青少年への奉仕) を奨励した内容です。(詳細は、「2. 職業奉仕の森 5) 職業人としての社会奉仕」を参照してください)

さて、1927年のオステンド国際大会 (ベルギー) で「目標設定計画に基づく四大奉仕の分割」として採択された「職業奉仕」の定義は、2007年の規定審議会によって標準ロータリークラブ定款上の「四大奉仕」という形で修正がなされました。内容は、「ロータリーの目的 (綱領)」の第2に準じたもので、職業倫理を謳った上で、奉仕の理想を目的とするものと述べられています。その後、2010年の規定審議会で現在の「五大奉仕」に変更されましたが、職業奉仕の定義はそのままです。

<標準ロータリークラブ定款 (Standard Rotary Club Constitution) 2010年>

第5条 五大奉仕部門 (Five Avenues of Service)

2. 奉仕の第二部門である**職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。**

2. Vocational Service, the second Avenue of Service, has the purpose of promoting high ethical standards in businesses and professions, recognizing the worthiness of all dignified occupations, and fostering the ideal of service in the pursuit of all vocations. The role of members includes conducting themselves and their businesses in accordance with Rotary's principles.

いずれにしても、ロータリーの長い歴史の中にあつて、職業論理は職業奉仕の基盤の1つであったことは間違いありませんし、今でも重要視されています。もちろん、これからも大事にしていかななくてはなりません。日本のロータリアンには、「道徳律（職業倫理訓）」と「大連宣言」を熟読し、「ロータリーの目的（綱領）」の第2を貫く信念と覚悟を心から期待しつつ、本稿を閉じたいと存じます。

(2014年5月1日 初稿 2017年7月3日 最終改訂 文責：鈴木一作)